

平成30年3月1日提出

今治市議会定例会（第2回）議案

今治市議会定例会（第2回）議案目次

議案番号	件名	ページ
16	平成30年度 今治市一般会計予算	別冊
17	平成30年度 今治市用地取得特別会計予算	〃
18	平成30年度 今治市墓園事業特別会計予算	〃
19	平成30年度 今治市船舶交通特別会計予算	〃
20	平成30年度 今治市簡易水道事業特別会計予算	〃
21	平成30年度 今治市港湾事業特別会計予算	〃
22	平成30年度 今治市鉱泉供給事業特別会計予算	〃
23	平成30年度 今治市小規模下水道特別会計予算	〃
24	平成30年度 今治市駐車場特別会計予算	〃
25	平成30年度 今治市国民健康保険特別会計予算	〃
26	平成30年度 今治市後期高齢者医療特別会計予算	〃
27	平成30年度 今治市介護保険特別会計予算	〃
28	平成30年度 今治市水道事業会計予算	〃
29	平成30年度 今治市工業用水道事業会計予算	〃
30	平成30年度 今治市公共下水道事業会計予算	〃
31	今治市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について	1
32	今治市特別会計条例の一部を改正する条例制定について	5
33	今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について	9

34	今治市消防関係手数料条例の一部を改正する条例制定について	27
35	今治市公民館条例の一部を改正する条例制定について	43
36	今治市保育所条例の一部を改正する条例制定について	49
37	今治市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例制定について	53
38	今治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	63
39	今治市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	69
40	今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について	75
41	今治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	91
42	今治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	99
43	今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	103
44	今治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	153
45	今治市公園条例の一部を改正する条例制定について	163

46	今治市都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定について	167
47	今治市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	171
48	今治市再開発住宅条例の一部を改正する条例制定について	177
49	今治市定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定について	183
50	今治市下水道条例の一部を改正する条例制定について	187
51	今治市小規模下水道条例の一部を改正する条例制定について	193
52	今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例制定について	197
53	今治市消防団条例の一部を改正する条例制定について	201
54	今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	205
55	市営土地改良事業の施行について（大西 森地区）	211
56	船舶交通特別会計への繰入れについて（平成30年度）	215
57	簡易水道事業特別会計への繰入れについて（平成30年度）	217
58	港湾事業特別会計への繰入れについて（平成30年度）	219
59	小規模下水道特別会計への繰入れについて（平成30年度）	221

今治市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

委員定数及び委員長の任期を改正しようとするもの。

今治市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

今治市固定資産評価審査委員会条例（平成17年今治市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「9人」を「6人」に改める。

第3条第5項を次のように改める。

5 委員長の任期は、委員の任期による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日（委員の全員が委員でなくなったときは、そのなくなった日）以後に選任される委員について適用する。

3 改正後の第3条第5項の規定は、この条例の施行の際現に委員長である者について適用する。

「参 考」

今治市固定資産評価審査委員会条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(委員の定数)</p> <p>第2条 委員の定数は、<u>6人</u>とする。</p> <p>(委員長)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 委員長の任期は、委員の任期による。</u></p>	<p>(委員の定数)</p> <p>第2条 委員の定数は、<u>9人</u>とする。</p> <p>(委員長)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 委員長の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。</u></p>

今治市特別会計条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

介護予防支援事業特別会計を廃止しようとするもの。

今治市特別会計条例の一部を改正する条例

今治市特別会計条例（平成17年今治市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条第12号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成29年度の介護予防支援事業特別会計の収入及び支出については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市特別会計条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 介護予防支援事業特別会計 介護予防支援事業</u></p>

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

手数料を改定し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

今治市建築関係手数料条例（平成17年今治市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

5,000円		8,000円
9,000円		15,000円
14,000円		21,000円
19,000円		29,000円
34,000円	を	50,000円
48,000円		71,000円
140,000円		208,000円
240,000円		352,000円
460,000円		682,000円

」

に改める。

第3条第1項第1号中「9,000円」を「1の建築設備あたり13,000円」に、「4,000円」を「6,000円」に改め、同項第2号中「5,000円」を「1の建築設備あたり8,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に改め、同条第2項第1号中「8,000円」を「1の工作物あたり11,000円」に改め、同項第2号中「4,000円」を「1の工作物あたり6,000円」に改める。

第4条第1項の表中

10,000円		14,000円
12,000円		17,000円
16,000円		23,000円
22,000円		31,000円
36,000円	を	52,000円
50,000円		70,000円
120,000円		166,000円
190,000円		267,000円
380,000円		527,000円

」

に改める。

第5条第1項中「13,000円」を「20,000円」に、「8,000円」を「12,000円」に改め、同条第2項中「9,000円」を「13,000円」に改める。

第6条第1項の表中

9,000円		14,000円
11,000円		17,000円
15,000円		22,000円
21,000円		30,000円
35,000円	を	49,000円
47,000円		66,000円
110,000円		161,000円
180,000円		262,000円
370,000円		522,000円

「」

第7条中「12,000円」を「19,000円」に、「8,000円」を「12,000円」に改める。

第8条の表中

9,000円		15,000円
11,000円		18,000円
15,000円		25,000円
20,000円		33,000円
33,000円	を	55,000円
45,000円		73,000円
100,000円		165,000円
160,000円		267,000円
330,000円		549,000円

「」

第9条第1項中「12,000円」を「18,000円」に、「8,000円」を「12,000円」に改め、同条第2項中「9,000円」を「13,000円」に改める。

第10条第1号中「120,000円」を「135,000円」に改め、同条第2号及び第3号中「33,000円」を「37,000円」に改め、同条第4号中「27,000円」を「31,000円」に改め、同条第5号及び第6

号中「160,000円」を「181,000円」に改め、同条第7号中「180,000円」を「199,000円」に、「33,000円」を「37,000円」に改め、同条第8号及び第9号中「160,000円」を「181,000円」に改め、同条第10号中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「160,000円」を「181,000円」に改め、同条第11号中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「33,000円」を「37,000円」に改め、同条第12号中「160,000円」を「181,000円」に改め、同条第13号中「27,000円」を「31,000円」に改め、同条第14号及び第15号中「160,000円」を「181,000円」に改め、同条第16号中「27,000円」を「31,000円」に改め、同条第17号中「78,000円」を「88,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同条第18号中「6,400円」を「7,000円」に、「12,000円」を「14,000円」に改め、同条第19号中「160,000円」を「181,000円」に改め、同条第20号中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「160,000円」を「181,000円」に改め、同条第21号及び第22号中「160,000円」を「181,000円」に改め、同条第23号中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「160,000円」を「181,000円」に改め、同条第24号から第27号までの規定中「160,000円」を「181,000円」に改め、同条第28号中「27,000円」を「31,000円」に改め、同条第29号中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「27,000円」を「31,000円」に改め、同条第30号中「160,000円」を「181,000円」に改め、同条第31号、第32号及び第33号中「27,000円」を「31,000円」に改め、同条第34号中「160,000円」を「181,000円」に改め、同条第35号、第36号及び第37号中「27,000円」を「31,000円」に改め、同条第38号中「延べ面積」を「容積率」に、「160,000円」を「181,000円」に改め、同条第39号中「120,000円」を「135,000円」に改め、同条第40号中「78,000円」を「88,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同条第41号中「78,000円」を「88,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同条第42号中「238,000円」を「269,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同条第43号中「238,000円」を「269,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同条第44号中「78,000円」を「88,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同条第45号中「238,000円」を「269,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同条第46号中「238,000円」を「269,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同条第47号中「6,400円」を「7,000円」に、「12,000円」を「14,000円」に改め、同条第48号中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「27,000円」を「31,000円」に改め、同条第49号、第50号及び第51号中「27,000円」を「31,000円」に改め、同条第65号中「建築確認」を「台帳記載事項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の今治市建築関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市建築関係手数料条例改正条項新旧対照表

新		旧	
<p>(建築物に関する確認申請手数料)</p> <p>第2条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認申請手数料の額は、確認申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。</p>		<p>(建築物に関する確認申請手数料)</p> <p>第2条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認申請手数料の額は、確認申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。</p>	
床面積の合計	手数料の額	床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>8,000円</u>	30平方メートル以内のもの	<u>5,000円</u>
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>15,000円</u>	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>9,000円</u>
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>14,000円</u>
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>29,000円</u>	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>19,000円</u>
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>50,000円</u>	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>34,000円</u>
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>71,000円</u>	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>48,000円</u>
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>208,000円</u>	2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>140,000円</u>
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>352,000円</u>	1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>240,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>682,000円</u>	5万平方メートルを超えるもの	<u>460,000円</u>

2 略

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料)

第3条 法第87条の2に規定する確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 建築設備を設置する場合 1の建築設備あたり13,000円(小荷物専用昇降機については6,000円)

(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 1の建築設備あたり8,000円(小荷物専用昇降機については5,000円)

2 法第88条第1項又は第2項に規定する確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) 1の工作物あたり11,000円

(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1の工作物あたり6,000円

(建築物に関する完了検査申請手数料)

第4条 法第7条第1項に規定する完了検査申請手数料の額は、完了検査申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>14,000円</u>
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>17,000円</u>
100平方メートルを超え、200	<u>23,000円</u>

2 略

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料)

第3条 法第87条の2に規定する確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 建築設備を設置する場合 9,000円 (小荷物専用昇降機については4,000円)

(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 5,000円 (小荷物専用昇降機については3,000円)

2 法第88条第1項又は第2項に規定する確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) 8,000円

(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 4,000円

(建築物に関する完了検査申請手数料)

第4条 法第7条第1項に規定する完了検査申請手数料の額は、完了検査申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>10,000円</u>
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>12,000円</u>
100平方メートルを超え、200	<u>16,000円</u>

平方メートル以内のもの	
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>31,000円</u>
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>52,000円</u>
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>70,000円</u>
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>166,000円</u>
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>267,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>527,000円</u>

2 略

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)

第5条 法第87条の2に規定する完了検査申請手数料の額は、20,000円(小荷物専用昇降機については12,000円)とする。

2 法第88条第1項又は第2項に規定する完了検査申請手数料の額は、13,000円とする。
(中間検査を行った建築物に関する完了検査申請手数料)

第6条 法第7条の3第1項の規定により中間検査を行った建築物の完了検査申請手数料の額は、完了検査申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
--------	-------

平方メートル以内のもの	
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>22,000円</u>
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>36,000円</u>
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>50,000円</u>
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>120,000円</u>
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>190,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>380,000円</u>

2 略

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)

第5条 法第87条の2に規定する完了検査申請手数料の額は、13,000円(小荷物専用昇降機については8,000円)とする。

2 法第88条第1項又は第2項に規定する完了検査申請手数料の額は、9,000円とする。
(中間検査を行った建築物に関する完了検査申請手数料)

第6条 法第7条の3第1項の規定により中間検査を行った建築物の完了検査申請手数料の額は、完了検査申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
--------	-------

30平方メートル以内のもの	<u>14,000円</u>
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>17,000円</u>
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>22,000円</u>
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>30,000円</u>
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>49,000円</u>
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>66,000円</u>
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>161,000円</u>
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>262,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>522,000円</u>

2 略

(中間検査を行った建築設備に関する完了検査申請手数料)

第7条 法第7条の3第1項の規定により、中間検査を行った建築設備の完了検査申請手数料の額は、19,000円(小荷物専用昇降機については12,000円)とする。

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第8条 法第7条の3第1項に規定する中間検査申請手数料の額は、中間検査を行う部分の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとす

30平方メートル以内のもの	<u>9,000円</u>
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>11,000円</u>
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>15,000円</u>
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>35,000円</u>
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>47,000円</u>
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>110,000円</u>
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>180,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>370,000円</u>

2 略

(中間検査を行った建築設備に関する完了検査申請手数料)

第7条 法第7条の3第1項の規定により、中間検査を行った建築設備の完了検査申請手数料の額は、12,000円(小荷物専用昇降機については8,000円)とする。

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第8条 法第7条の3第1項に規定する中間検査申請手数料の額は、中間検査を行う部分の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとす

る。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>15,000円</u>
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>18,000円</u>
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>25,000円</u>
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>33,000円</u>
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>55,000円</u>
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>73,000円</u>
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>165,000円</u>
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>267,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>549,000円</u>

(建築設備及び工作物に関する中間検査申請手数料)

第9条 法第87条の2に規定する中間検査申請手数料の額は、18,000円(小荷物専用昇降機については12,000円)とする。

2 法第88条第1項に規定する中間検査申請手数料の額は、13,000円とする。

(その他手数料)

第10条 第2条から前条までの規定以外の手

る。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>9,000円</u>
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>11,000円</u>
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>15,000円</u>
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>20,000円</u>
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>33,000円</u>
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>45,000円</u>
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>100,000円</u>
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>160,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>330,000円</u>

(建築設備及び工作物に関する中間検査申請手数料)

第9条 法第87条の2に規定する中間検査申請手数料の額は、12,000円(小荷物専用昇降機については8,000円)とする。

2 法第88条第1項に規定する中間検査申請手数料の額は、9,000円とする。

(その他手数料)

第10条 第2条から前条までの規定以外の手

数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料
135,000円
- (2) 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料 37,000円
- (3) 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料 37,000円
- (4) 道路内における建築認定申請手数料
31,000円
- (5) 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料 181,000円
- (6) 壁面線外における建築許可申請手数料 181,000円
- (7) 用途地域等における建築等許可申請手数料 199,000円（建築審査会の同意を要しない場合 37,000円）
- (8) 特殊建築物等敷地許可申請手数料
181,000円
- (9) 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料 181,000円
- (10) 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 181,000円
- (11) 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 37,000円
- (12) 建築物の敷地面積の許可申請手数料
181,000円
- (13) 建築物の高さの特例認定申請手数料
31,000円
- (14) 建築物の高さの許可申請手数料
181,000円

数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料
120,000円
- (2) 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料 33,000円
- (3) 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料 33,000円
- (4) 道路内における建築認定申請手数料
27,000円
- (5) 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料 160,000円
- (6) 壁面線外における建築許可申請手数料 160,000円
- (7) 用途地域等における建築等許可申請手数料 180,000円（建築審査会の同意を要しない場合 33,000円）
- (8) 特殊建築物等敷地許可申請手数料
160,000円
- (9) 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料 160,000円
- (10) 建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料 160,000円
- (11) 建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 33,000円
- (12) 建築物の敷地面積の許可申請手数料
160,000円
- (13) 建築物の高さの特例認定申請手数料
27,000円
- (14) 建築物の高さの許可申請手数料
160,000円

- (15) 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料 181,000円
- (16) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 31,000円
- (17) 特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定申請手数料
建築物の敷地の数が2である場合
88,000円
建築物の敷地の数が3以上である場合
88,000円に2を超える建築物の敷地の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額
- (18) 特定容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定取消し申請手数料 7,000円に現に存する建築物の敷地の数に14,000円を乗じて得た額を加算した金額
- (19) 特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 181,000円
- (20) 高度利用地区における容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料 181,000円
- (21) 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 181,000円
- (22) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 181,000円
- (23) 都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料 181,000円
- (24) 特定用途誘導地区における建築物の

- (15) 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円
- (16) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (17) 特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定申請手数料
建築物の敷地の数が2である場合
78,000円
建築物の敷地の数が3以上である場合
78,000円に2を超える建築物の敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
- (18) 特定容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定取消し申請手数料 6,400円に現に存する建築物の敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した金額
- (19) 特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円
- (20) 高度利用地区における容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料 160,000円
- (21) 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 160,000円
- (22) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 160,000円
- (23) 都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料 160,000円
- (24) 特定用途誘導地区における建築物の

高さの特例許可申請手数料 181,000円

(25) 特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積又は建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料 181,000円

(26) 特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 181,000円

(27) 景観地区における建築物の高さ、建築物の壁面の位置又は建築物の敷地面積の特例許可申請手数料 181,000円

(28) 景観地区における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 31,000円

(29) 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区で地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 31,000円

(30) 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区で地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 181,000円

(31) 地区計画の区域のうち開発整備促進区で地区整備計画が定められているものの区域内の用途地域等における建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 31,000円

高さの特例許可申請手数料 160,000円

(25) 特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積又は建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料 160,000円

(26) 特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 160,000円

(27) 景観地区における建築物の高さ、建築物の壁面の位置又は建築物の敷地面積の特例許可申請手数料 160,000円

(28) 景観地区における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(29) 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区で地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(30) 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区で地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 160,000円

(31) 地区計画の区域のうち開発整備促進区で地区整備計画が定められているものの区域内の用途地域等における建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(32) 地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 31,000円

(33) 特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率の特例認定申請手数料 31,000円

(34) 地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 181,000円

(35) 地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の容積率に関する適用除外に係る認定申請手数料 31,000円

(36) 地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 31,000円

(37) 地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物で地区施設の下にある部分の建築面積の特定認定申請手数料 31,000円

(38) 予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料 181,000円

(39) 仮設建築物建築許可申請手数料 135,000円

(40) 総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料

建築物の数が1又は2である場合

88,000円

建築物の数が3以上である場合

88,000円に2を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した額

(32) 地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(33) 特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率の特例認定申請手数料 27,000円

(34) 地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 160,000円

(35) 地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の容積率に関する適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(36) 地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(37) 地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物で地区施設の下にある部分の建築面積の特定認定申請手数料 27,000円

(38) 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料 160,000円

(39) 仮設建築物建築許可申請手数料 120,000円

(40) 総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料

建築物の数が1又は2である場合

78,000円

建築物の数が3以上である場合

78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(41) 既存建築物を前提とした総合的設計
による建築物の特例認定申請手数料

建築物（既存建築物を除く。以下この号
において同じ。）の数が1である場合

88,000円

建築物の数が2以上である場合

88,000円に1を超える建築物の数に
32,000円を乗じて得た額を加算した額

(42) 総合的設計による一団地の建築物の
容積率又は各部分の高さの特例許可申請
手数料

建築物の数が1又は2である場合

269,000円

建築物の数が3以上である場合

269,000円に2を超える建築物の数に
32,000円を乗じて得た額を加算した額

(43) 既存建築物を前提とした総合的設計
による一団地の建築物の容積率又は各部
分の高さの特例許可申請手数料

建築物（既存建築物を除く。以下この号
において同じ。）の数が1である場合

269,000円

建築物の数が2以上である場合

269,000円に1を超える建築物の数に
32,000円を乗じて得た額を加算した額

(44) 同一敷地内認定建築物以外の建築物
の建築認定申請手数料

建築物（同一敷地内認定建築物を除く。
以下この号において同じ。）の数が1であ
る場合 88,000円

建築物の数が2以上である場合

88,000円に1を超える建築物の数に

(41) 既存建築物を前提とした総合的設計
による建築物の特例認定申請手数料

建築物（既存建築物を除く。以下この号
において同じ。）の数が1である場合

78,000円

建築物の数が2以上である場合

78,000円に1を超える建築物の数に
28,000円を乗じて得た額を加算した額

(42) 総合的設計による一団地の建築物の
容積率又は各部分の高さの特例許可申請
手数料

建築物の数が1又は2である場合

238,000円

建築物の数が3以上である場合

238,000円に2を超える建築物の数に
28,000円を乗じて得た額を加算した額

(43) 既存建築物を前提とした総合的設計
による一団地の建築物の容積率又は各部
分の高さの特例許可申請手数料

建築物（既存建築物を除く。以下この号
において同じ。）の数が1である場合

238,000円

建築物の数が2以上である場合

238,000円に1を超える建築物の数に
28,000円を乗じて得た額を加算した額

(44) 同一敷地内認定建築物以外の建築物
の建築認定申請手数料

建築物（同一敷地内認定建築物を除く。
以下この号において同じ。）の数が1であ
る場合 78,000円

建築物の数が2以上である場合

78,000円に1を超える建築物の数に

32,000円を乗じて得た額を加算した額

(45) 同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料

建築物（同一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 269,000円

建築物の数が2以上である場合
269,000円に1を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した額

(46) 同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料

建築物（同一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 269,000円

建築物の数が2以上である場合
269,000円に1を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した額

(47) 複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料 7,000円に現に在する建築物の数に14,000円を乗じて得た額を加算した額

(48) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 31,000円

(49) 既存建築物の工事の全体計画認定申請手数料 31,000円

(50) 既存建築物の工事の全体計画変更認定申請手数料 31,000円

(51) 建築物の前面道路又は建築物の壁面線若しくは壁面の位置の特例認定申請手

28,000円を乗じて得た額を加算した額

(45) 同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料

建築物（同一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 238,000円

建築物の数が2以上である場合
238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(46) 同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料

建築物（同一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 238,000円

建築物の数が2以上である場合
238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(47) 複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料 6,400円に現に在する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額

(48) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(49) 既存建築物の工事の全体計画認定申請手数料 27,000円

(50) 既存建築物の工事の全体計画変更認定申請手数料 27,000円

(51) 建築物の前面道路又は建築物の壁面線若しくは壁面の位置の特例認定申請手

数料 31,000円

(52) ~ (64) 略

(65) 台帳記載事項証明交付手数料 300円

(66) 略

数料 27,000円

(52) ~ (64) 略

(65) 建築確認証明交付手数料 300円

(66) 略

今治市消防関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

今治市消防関係手数料条例（平成17年今治市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表3の項手数料の金額（1件につき）の欄第3号中「530,000円」を「570,000円」に改め、同欄第4号ア中「830,000円」を「880,000円」に改め、同号イ中「1,010,000円」を「1,070,000円」に改め、同号ウ中「1,120,000円」を「1,200,000円」に改め、同号エ中「1,420,000円」を「1,520,000円」に改め、同号オ中「1,660,000円」を「1,780,000円」に改め、同号カ中「3,880,000円」を「4,070,000円」に改め、同号キ中「5,100,000円」を「5,340,000円」に改め、同号ク中「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同欄第5号ア中「1,130,000円」を「1,180,000円」に改め、同号イ中「1,340,000円」を「1,410,000円」に改め、同号ウ中「1,500,000円」を「1,580,000円」に改め、同号エ中「1,830,000円」を「1,940,000円」に改め、同号オ中「2,140,000円」を「2,260,000円」に改め、同号カ中「4,350,000円」を「4,550,000円」に改め、同号キ中「5,570,000円」を「5,820,000円」に改め、同号ク中「6,770,000円」を「7,070,000円」に改め、同欄第6号ア中「5,750,000円」を「5,930,000円」に改め、同号イ中「7,250,000円」を「7,470,000円」に改め、同号ウ中「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表15の項手数料の金額（1件につき）の欄第3号ア中「410,000円」を「420,000円」に改め、同号イ中「540,000円」を「560,000円」に改め、同号ウ中「700,000円」を「730,000円」に改め、同号エ中「920,000円」を「960,000円」に改め、同号オ中「1,040,000円」を「1,090,000円」に改め、同号カ中「1,600,000円」を「1,660,000円」に改め、同号キ中「1,820,000円」を「1,900,000円」に改め、同号ク中「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同欄第4号ア中「490,000円」を「530,000円」に改め、同号イ中「630,000円」を「680,000円」に改め、同号ウ中「990,000円」を「1,030,000円」に改め、同号エ中「1,310,000円」を「1,410,000円」に改め、同号オ中「1,720,000円」を「1,780,000円」に改め、同号カ中「3,320,000円」を「3,430,000円」に改め、同号キ中「4,060,000円」を「4,190,000円」に改め、同号ク中「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同欄第5号ア中「9,100,000円」を「9,320,000円」に改め、同号イ中「12,400,000円」を「12,600,000円」に改め、同号ウ中「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表17の項手数料の金額（1件につき）の欄第1号ア中「310,000円」を「320,000円」に改め、同号イ中「430,000円」を「460,000円」に改め、同号ウ中「720,000円」を「750,000円」に改め、同号エ中「960,000円」を「1,020,000円」に改め、同号オ中「1,210,000円」を「1,300,000円」に改め、同号カ中「2,950,000円」を「3,150,000円」に改め、同号キ中「3,620,000円」を「3,870,000円」に改め、同号ク中「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同欄第2号ア中「2,660,000円」を「2,690,000円」に改め、同号イ中「3,190,000円」を「3,230,000円」に改め、同号ウ中「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の今治市消防関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は請求に係る手数料について適用し、同日前の申請又は請求に係る手数料については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市消防関係手数料条例改正条項新旧対照表

新		旧	
別表		別表	
手数料を徴収する事務	手数料の金額（1件につき）	手数料を徴収する事務	手数料の金額（1件につき）
<p>3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 <u>570,000円</u></p> <p>(4) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下この項及び6の項において「規則」という。)第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)及び6の項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに</p>		<p>3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 <u>530,000円</u></p> <p>(4) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下この項及び6の項において「規則」という。)第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)及び6の項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに</p>	

定める構造を有しなければならぬ特定屋外タンク貯蔵所((5)及び6の項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 880,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,070,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,200,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タ

定める構造を有しなければならぬ特定屋外タンク貯蔵所((5)及び6の項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 830,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,010,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,120,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タ

ンク貯蔵所 1,520,000

円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1,780,000

円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

4,070,000

円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

5,340,000

円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所

6,490,000円

(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に

ンク貯蔵所 1,420,000

円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1,660,000

円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

3,880,000

円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

5,100,000

円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所

6,290,000円

(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に

応じ、それぞれ次に定める
金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,410,000

円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,580,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

応じ、それぞれ次に定める
金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,130,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,340,000

円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,500,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

1,940,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

2,260,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

4,550,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

5,820,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,070,000

円

1,830,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

2,140,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

4,350,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

5,570,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 6,770,000

円

	<p>(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>5,930,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>7,470,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>10,900,000円</u></p> <p>(7) ~ (12) 略</p>
--	---

	<p>(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>5,750,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>7,250,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>10,700,000円</u></p> <p>(7) ~ (12) 略</p>
--	---

15 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	<p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 基礎・地盤検査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>420,000円</u></p>
--	--

15 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	<p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 基礎・地盤検査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>410,000円</u></p>
--	--

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 560,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 730,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 960,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,090,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,660,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,900,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 540,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 700,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 920,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,040,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,600,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,820,000円

円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 2,120,000円

(4) 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 530,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 680,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,030,000円

円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,410,000円

円

オ 危険物の貯蔵最大数

円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 2,030,000円

(4) 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 490,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 630,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 990,000円

円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,310,000円

円

オ 危険物の貯蔵最大数

量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,780,000

円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,430,000

円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 4,190,000

円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,800,000円

(5) 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 9,320,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリッ

量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,720,000

円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,320,000

円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 4,060,000

円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,650,000円

(5) 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 9,100,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリッ

	<p>トル未満の屋外タンク 貯蔵所 <u>12,600,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数 量が500,000キロリット ル以上の屋外タンク貯 蔵所 <u>17,300,000円</u></p>
--	---

	<p>トル未満の屋外タンク 貯蔵所 <u>12,400,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数 量が500,000キロリット ル以上の屋外タンク貯 蔵所 <u>17,000,000円</u></p>
--	---

17 消防法第 14条の3第 1項又は第 2項の規定 に基づく特 定屋外タン ク貯蔵所又 は移送取扱 所の保安に 関する検査	<p>(1) 特定屋外タンク貯蔵 所(岩盤タンクに係る屋外 タンク貯蔵所を除く。)の 保安に関する検査 次に 掲げる特定屋外タンク貯 蔵所の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数 量が1,000キロリットル 以上5,000キロリットル 未満の特定屋外タンク 貯蔵所 <u>320,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数 量が5,000キロリットル 以上10,000キロリット ル未満の特定屋外タン ク貯蔵所 <u>460,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数 量が10,000キロリット ル以上50,000キロリッ トル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>750,000円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数 量が50,000キロリット</p>
---	--

17 消防法第 14条の3第 1項又は第 2項の規定 に基づく特 定屋外タン ク貯蔵所又 は移送取扱 所の保安に 関する検査	<p>(1) 特定屋外タンク貯蔵 所(岩盤タンクに係る屋外 タンク貯蔵所を除く。)の 保安に関する検査 次に 掲げる特定屋外タンク貯 蔵所の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数 量が1,000キロリットル 以上5,000キロリットル 未満の特定屋外タンク 貯蔵所 <u>310,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数 量が5,000キロリットル 以上10,000キロリット ル未満の特定屋外タン ク貯蔵所 <u>430,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数 量が10,000キロリット ル以上50,000キロリッ トル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>720,000円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数 量が50,000キロリット</p>
---	--

ル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,020,000
円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,300,000
円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,150,000
円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,870,000
円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,460,000円

(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 960,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,210,000
円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 2,950,000
円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,620,000
円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,170,000円

(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 2,690,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,230,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,830,000円

(3) 略

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 2,660,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,190,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,790,000円

(3) 略

今治市公民館条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

菊間公民館の使用料を改定しようとするもの。

今治市公民館条例の一部を改正する条例

今治市公民館条例（平成17年今治市条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表第2第6項の表を次のように改める。

6 菊間公民館使用料

区分	使用時間帯			使用時間帯			超過料金 (1時間につき)	
	8:30 ~12:30	12:30 ~17:30	17:30 ~21:30	8:30 ~17:30	12:30 ~21:30	8:30 ~21:30		
大ホール	円 5,250	円 7,350	円 8,920	円 12,070	円 15,750	円 21,000	円 1,930	
中ホール	2,620	3,150	4,200	5,250	6,300	8,400	770	
1階会議室	840	1,050	1,260	1,570	2,100	2,620	240	
3階会議室1	1,050	1,360	1,890	2,100	2,620	3,150	290	
3階会議室2	1,890	2,310	2,940	3,670	4,200	5,770	530	
3階会議室3	1,570	1,890	2,410	3,150	3,670	4,720	430	
2階和室1	1,570	1,890	2,410	3,150	3,670	4,720	430	
2階和室2	1,570	1,890	2,410	3,150	3,670	4,720	430	
3階和室	1,570	1,890	2,410	3,150	3,670	4,720	430	
調理室	1,890	2,310	2,940	3,670	4,200	5,770	530	
ミーティングルーム	1,310	1,620	2,150	2,620	3,150	3,930	360	
研修室	1,050	1,360	1,890	2,100	2,620	3,150	290	
展示ロビー	840	1,050	1,260	1,570	2,100	2,620	240	
陶芸室	1,050	1,360	1,890	2,100	2,620	3,150	290	
陶芸窯	8時間未満						1窯	3,100円
	16時間未満						1窯	6,200円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の今治市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

「参 考」

今治市公民館条例改正条項新旧対照表

新

別表第 2 (第 7 条関係)

1～5 略

6 菊間公民館使用料

区分	使用時間帯			使用時間帯			超過料金 (1時間 につき)
	8:30 ～12:30	12:30 ～17:30	17:30 ～21:30	8:30 ～17:30	12:30 ～21:30	8:30 ～21:30	
大ホール	円 5,250	円 7,350	円 8,920	円 12,070	円 15,750	円 21,000	円 1,930
中ホール	2,620	3,150	4,200	5,250	6,300	8,400	770
1階会議室	<u>840</u>	<u>1,050</u>	<u>1,260</u>	<u>1,570</u>	<u>2,100</u>	<u>2,620</u>	<u>240</u>
_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
3階会議室 1	1,050	1,360	1,890	2,100	2,620	3,150	290
3階会議室 2	1,890	2,310	2,940	3,670	4,200	5,770	530
3階会議室 3	<u>1,570</u>	<u>1,890</u>	<u>2,410</u>	<u>3,150</u>	<u>3,670</u>	<u>4,720</u>	<u>430</u>
2階和室 1	1,570	1,890	2,410	3,150	3,670	4,720	430
2階和室 2	1,570	1,890	2,410	3,150	3,670	4,720	430
3階和室	1,570	1,890	2,410	3,150	3,670	4,720	430
調理室	<u>1,890</u>	<u>2,310</u>	<u>2,940</u>	<u>3,670</u>	<u>4,200</u>	<u>5,770</u>	<u>530</u>
ミーティングルーム	<u>1,310</u>	<u>1,620</u>	<u>2,150</u>	<u>2,620</u>	<u>3,150</u>	<u>3,930</u>	<u>360</u>
_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
研修室	<u>1,050</u>	<u>1,360</u>	<u>1,890</u>	<u>2,100</u>	<u>2,620</u>	<u>3,150</u>	<u>290</u>
展示ロビー	840	1,050	1,260	1,570	2,100	2,620	240
陶芸室	<u>1,050</u>	<u>1,360</u>	<u>1,890</u>	<u>2,100</u>	<u>2,620</u>	<u>3,150</u>	<u>290</u>
	陶芸窯	8時間未満 1窯 3,100円					
		16時間未満 1窯 6,200円					
_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____

7～9 略

備考 略

旧

別表第2（第7条関係）

1～5 略

6 菊間公民館使用料

区分	使用時間帯			使用時間帯			超過料金 (1時間 につき)
	8:30 ～12:30	12:30 ～17:30	17:30 ～21:30	8:30 ～17:30	12:30 ～21:30	8:30 ～21:30	
大ホール	円 5,250	円 7,350	円 8,920	円 12,070	円 15,750	円 21,000	円 1,930
中ホール	2,620	3,150	4,200	5,250	6,300	8,400	770
会議室No.1	1,050	1,360	1,890	2,100	2,620	3,150	290
会議室No.2	1,050	1,360	1,890	2,100	2,620	3,150	290
会議室No.3	1,890	2,310	2,940	3,670	4,200	5,770	530
和室No.1	1,570	1,890	2,410	3,150	3,670	4,720	430
和室No.2	1,570	1,890	2,410	3,150	3,670	4,720	430
和室No.3	1,570	1,890	2,410	3,150	3,670	4,720	430
視聴覚室	1,570	1,890	2,410	3,150	3,670	4,720	430
展示ロビー	840	1,050	1,260	1,570	2,100	2,620	240
<p>摘要 その他特殊器具及び設備の利用を必要とする場合には、1点3,150円を限度として別に定める使用料を徴する。</p>							

7～9 略

備考 略

今治市保育所条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

波止浜保育所を廃止しようとするもの。

今治市保育所条例の一部を改正する条例

今治市保育所条例（平成17年今治市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1 波止浜保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市保育所条例改正条項新旧対照表

新		旧	
別表第 1 (第 2 条関係)		別表第 1 (第 2 条関係)	
名称	位置	名称	位置
別宮保育所	今治市大正町四丁目 2 番地 10	別宮保育所	今治市大正町四丁目 2 番地 10
		波止浜保育所	今治市内堀一丁目 1 番 1 号
乃万保育所	今治市延喜甲 365 番地 2	乃万保育所	今治市延喜甲 365 番地 2

今治市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(今治市子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 今治市子ども医療費助成条例(平成17年今治市条例第132号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「が行う国民健康保険の被保険者とされた者」を「の区域内に住所を有するものとみなされた者」に改める。

第3条第2項第2号中「地方公共団体が行う国民健康保険の被保険者」を「市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者」に、「当該他の地方公共団体」を「当該他の市町村」に改める。

(今治市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正)

第2条 今治市ひとり親家庭医療費助成条例(平成17年今治市条例第133号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「住所を有し、」の次に「本市の」を加え、「が行う国民健康保険の被保険者」を「の区域内に住所を有するものとみなされた者」に改め、「第55条」の次に「及び第55条の2」を加え、同条第2項第2号中「地方公共団体が行う国民健康保険の被保険者」を「市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者」に改め、「第55条」の次に「及び第55条の2」を加え、「他の後期高齢者医療広域連合」を「愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合」に、「当該他の地方公共団体」を「当該他の市町村」に改める。

(今治市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第3条 今治市重度心身障害者医療費助成条例(平成17年今治市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「住所を有し、」の次に「本市の」を加え、「が行う国民健康保険の被保険者」を「の区域内に住所を有するものとみなされた者」に改め、「第55条」の次に「及び第55条の2」を加え、同条第2項第2号中「地方公共団体が行う国民健康保険の被保険者」を「市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者」に改め、「第55条」の次に「及び第55条の2」を加え、「他の後期高齢者医療広域連合」を「愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合」に、「当該他の地方公共団体」を「当該他の市町村」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の今治市子ども医療費助成条例、第2条の規定による改正後の今治市ひとり親家庭医療費助成条例及び第3条の規定による改正後の今治市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じる保険給付について適用し、同日前に支給事由の生じた保険給付については、なお従前の例による。

「参 考」

第1条による今治市子ども医療費助成条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本市に住所を有し、本市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている者又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定により本市の<u>区域内に住所を有するものとみなされた者</u></p> <p>2～7 略</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもを監護する保護者は、助成対象者としな</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により他の<u>市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者</u>であって、当該他の<u>市町村</u>が行うこの条例と同種の医療費の助成に関する制度によりその対象とされているとき。</p> <p>(3)～(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本市に住所を有し、本市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている者又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定により本市が<u>行う国民健康保険の被保険者とされた者</u></p> <p>2～7 略</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもを監護する保護者は、助成対象者としな</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により他の<u>地方公共団体が行う国民健康保険の被保険者</u>であって、当該他の<u>地方公共団体</u>が行うこの条例と同種の医療費の助成に関する制度によりその対象とされているとき。</p> <p>(3)～(4) 略</p>

「参 考」

第2条による今治市ひとり親家庭医療費助成条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者若しくはその被扶養者であつて、<u>今治市に住所を有し、本市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている者又は国民健康保険法第116条の2の規定により今治市の区域内に住所を有するものとみなされた者</u>若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療保険の被保険者(今治市が保険料を徴収する者に限る。)とされた者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな<u>い</u>。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により<u>他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者</u>及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により<u>愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合</u>が行う後期高齢者医療保険の被保険者であつ</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者若しくはその被扶養者であつて、今治市に住所を有し、<u>_____</u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている者又は国民健康保険法第116条の2の規定により今治市が行う国民健康保険の被保険者<u>_____</u>若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第55条<u>_____</u>の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療保険の被保険者(今治市が保険料を徴収する者に限る。)とされた者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな<u>い</u>。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により他の<u>地方公共団体</u>が行う国民健康保険の被保険者<u>_____</u>及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条<u>_____</u>の規定により<u>他の後期高齢者医療広域連合</u><u>_____</u>が行う後期高齢者医療保険の被保険者であつ</p>

て、当該他の市町村 _____ が行うこの条例
と同種の医療費の助成に関する制度によ
りその対象者とされているもの

(3) ~ (5) 略

て、当該他の地方公共団体が行うこの条例
と同種の医療費の助成に関する制度によ
りその対象者とされているもの

(3) ~ (5) 略

「参 考」

第3条による今治市重度心身障害者医療費助成条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、今治市の区域内に住所を有し、<u>本市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている者又は国民健康保険法第116条の2の規定により今治市の区域内に住所を有するものとみなされた者</u>若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療保険の被保険者(今治市が保険料を徴収する者に限る。)とされた者であって、医療保険各法の規定による被保険者又は被保険者の被扶養者である重度心身障害者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により他の<u>市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者</u>及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により<u>愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合</u>が行う後期高齢者医療保険の被保険者であって、<u>当該他の市町村</u>が行うこの条例と同種の医療費の助成に関する制度によ</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、今治市の区域内に住所を有し、<u>_____住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている者又は国民健康保険法第116条の2の規定により今治市が行う国民健康保険の被保険者</u>若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第55条<u>_____</u>の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療保険の被保険者(今治市が保険料を徴収する者に限る。)とされた者であって、医療保険各法の規定による被保険者又は被保険者の被扶養者である重度心身障害者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により他の<u>地方公共団体が行う国民健康保険の被保険者_____</u>及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条<u>_____</u>の規定により<u>他の後期高齢者医療広域連合_____</u>が行う後期高齢者医療保険の被保険者であって、<u>当該他の地方公共団体</u>が行うこの条例と同種の医療費の助成に関する制度によ</p>

りその対象者とされているもの
(3) ~ (4) 略

りその対象者とされているもの
(3) ~ (4) 略

今治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

今治市後期高齢者医療に関する条例（平成20年今治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「法第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- （5） 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の今治市後期高齢者医療に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に新たに後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、同日前に後期高齢者医療の被保険者であった者については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市後期高齢者医療に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する被保険者</p> <p>(2) 法第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>病院等</u>(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これら</u></p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する被保険者</p> <p>(2) 法第55条第1項_____の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>病院等</u>(<u>同項</u>_____に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

の規定により本市に住所を有するものと
みなされた国民健康保険の被保険者であ
った被保険者

今治市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

- 1 平成30年度から平成32年度までの介護保険料率を定めようとするもの。
- 2 介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市介護保険条例の一部を改正する条例

今治市介護保険条例（平成17年今治市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「34,300円」を「36,800円」に改め、同項第2号及び第3号中「51,500円」を「55,200円」に改め、同項第4号中「61,800円」を「66,300円」に改め、同項第5号中「68,600円」を「73,600円」に改め、同項第6号中「82,300円」を「88,400円」に改め、同項第7号中「89,200円」を「95,700円」に改め、同項第8号中「102,900円」を「110,500円」に改め、同項第9号中「116,600円」を「125,200円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「30,900円」を「33,100円」に改める。

第22条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改め、「世帯主」の次に「その他その世帯に属する者」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条の規定は、平成30年度分の保険料率から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

今治市介護保険条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第11条 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 政令第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,800円</u></p> <p>(2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>55,200円</u></p> <p>(3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>55,200円</u></p> <p>(4) 政令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>66,300円</u></p> <p>(5) 政令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>73,600円</u></p> <p>(6) 政令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>88,400円</u></p> <p>(7) 政令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>95,700円</u></p> <p>(8) 政令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>110,500円</u></p> <p>(9) 政令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>125,200円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第11条 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 政令第38条第1項第1号に掲げる者 <u>34,300円</u></p> <p>(2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>51,500円</u></p> <p>(3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>51,500円</u></p> <p>(4) 政令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>61,800円</u></p> <p>(5) 政令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>68,600円</u></p> <p>(6) 政令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>82,300円</u></p> <p>(7) 政令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>89,200円</u></p> <p>(8) 政令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>102,900円</u></p> <p>(9) 政令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>116,600円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険</p>

料率は、同号の規定にかかわらず、33,100円とする。

第22条 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者 の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

料率は、同号の規定にかかわらず、30,900円とする。

第22条 市長は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主 又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めようとするもの。

今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第3章 運営に関する基準（第7条―第32条）
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定等を行うことができる者並びに指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（指定居宅介護支援事業者の指定等を行うことができる者）

第3条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める者は、法人とする。

（基本方針）

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、当該利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者が当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに有すべき介護支援専門員（指定居宅介護支援の提供に当たる者に限る。以下同じ。）の員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

- 2 前項の介護支援専門員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1） 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2） 当該管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から申し出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。
 - (1) 電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの
 - ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は当該提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 5 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 使用する電磁的方法の種類
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、文書又は電磁的方法により、利用

申込者又はその家族から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難である場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者の要介護認定に係る申請について、当該利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が利用者に代わり当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際に利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対

象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料の額のほか、利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、提供する指定居宅介護支援の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、利用者が居住する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めること。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービ

- スの選択に資するよう、利用者が居住する地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行うこと。
- (7) 介護支援専門員は、アセスメントを行うに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接すること。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、並びに利用者の家族の希望及び利用者の居住する地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により当該意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成したときは、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、

訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項の規定に鑑み愛媛県が定める条例で規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めること。

- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等と継続的に連絡を行うこと等による当該居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。
- (15) 介護支援専門員は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により当該意見を求めることができるものとする。
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号の居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとと

もに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ること。

- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、居宅サービス計画に医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うこと。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を当該居宅サービス計画に記載すること。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又は法第37条第1項前段の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合は、利用者にもその趣旨及び当該指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類の変更の申請をすることができることを説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事

業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の業務を適正に行うことができるよう配慮すること。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合は、これに協力するよう努めること。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託している場合にあつては、当該連合会。次項において同じ。）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、毎月、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が、正当な理由なく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の業務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（以下「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指定居宅介護支援事業者は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しなければならない。この場合において、自ら提供した指定居宅介護支援に関して連合会から同号の指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、連合会から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備及び保存)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13号の規定による指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第6号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号本文に規定するサービス担当者会議の記録

- エ 第16条第13号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第4条、第2章及び前章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が利用者に代わり当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第6条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間は、介護支援専門員を管理者とすることができる。

今治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

今治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年今治市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第33条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第33条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
 基準等を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(基本方針)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、<u>利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>__、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

こと等につき説明を行い、理解を得なければ
ならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防
支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用
者又はその家族に対し、利用者について、病
院又は診療所に入院する必要が生じた場合
には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院
又は診療所に伝えるよう求めなければなら
ない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又
はその家族から申出があった場合には、第 1
項の規定による文書の交付に代えて、第 7 項
で定めるところにより、当該利用申込者又は
その家族の承諾を得て、当該文書に記すべき
重要事項を電子情報処理組織を使用する方
法その他の情報通信の技術を使用する方法
であって次に掲げるもの（以下この条におい
て「電磁的方法」という。）により提供する
ことができる。この場合において、当該指定
介護予防支援事業者は、当該文書を交付した
ものとみなす。

(1) ～ (2) 略

5 略

6 第 4 項第 1 号の「電子情報処理組織」とは、
指定介護予防支援事業者の使用に係る電子
計算機と、利用申込者又はその家族の使用に
係る電子計算機とを電気通信回線で接続し
た電子情報処理組織をいう。

7 指定介護予防支援事業者は、第 4 項の規定
により第 1 項に規定する重要事項を提供し
ようとするときは、あらかじめ、当該利用申
込者又はその家族に対し、その用いる次に掲

こと等につき説明を行い、理解を得なければ
ならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又
はその家族から申出があった場合には、第 1
項の規定による文書の交付に代えて、第 6 項
で定めるところにより、当該利用申込者又は
その家族の承諾を得て、当該文書に記すべき
重要事項を電子情報処理組織を使用する方
法その他の情報通信の技術を使用する方法
であって次に掲げるもの（以下この条におい
て「電磁的方法」という。）により提供する
ことができる。この場合において、当該指定
介護予防支援事業者は、当該文書を交付した
ものとみなす。

(1) ～ (2) 略

4 略

5 第 3 項第 1 号の「電子情報処理組織」とは、
指定介護予防支援事業者の使用に係る電子
計算機と、利用申込者又はその家族の使用に
係る電子計算機とを電気通信回線で接続し
た電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第 3 項の規定
により第 1 項に規定する重要事項を提供し
ようとするときは、あらかじめ、当該利用申
込者又はその家族に対し、その用いる次に掲

げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) 略

8 略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) ～ (8) 略

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) ～ (14) 略

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、

げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) 略

7 略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) ～ (8) 略

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために

_____介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) ～ (14) 略

利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) ～ (20) 略

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第22号において「主治の医師等」という。）の意見を求めること。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(22) ～ (28) 略

(15) ～ (20) 略

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下_____「主治の医師等」という。）の意見を求めること。

(22) ～ (28) 略

今治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年今治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法人である者」を「法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に
関する基準を定める条例改正条項新旧対象表

新	旧
<p>(指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、<u>法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。))に係る指定の申請に限る。</u>とする。</p>	<p>(指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、<u>法人である者</u></p> <p>_____</p> <p>_____とする。</p>

今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

- 1 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。
- 2 指定地域密着型通所介護事業所等における便所及び洗面設備の設置基準を定めようとするもの。

今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年今治市条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3）」

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第47条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第59条中「第9条第1項、第19条、第33条及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と」を「第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第55条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第19条、

第33条及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」とに改める。

第59条の5第1項中「相談室」の次に「、便所、洗面設備」を加え、同条第2項に次の2号を加える。

- (3) 便所 2以上設け、うち1以上は、車椅子利用者が使用するのに適したものとすること。
ただし、やむを得ない理由により設置が困難と認められ、かつ、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 洗面設備 2以上設けること。

第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」を「指定地域密着型通所介護従業者」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介

護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第

28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の38中「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第63条第1項中「相談室」の次に「、便所、洗面設備」を加え、同条第2項に次の2号を加える。

(3) 便所 2以上設け、うち1以上は、車椅子利用者が使用するのに適したものとすること。

ただし、やむを得ない理由により設置が困難と認められ、かつ、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 洗面設備 2以上設けること。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第1項中「、(第7項)」を「(第7項)に、「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「(以下)」を「(以下この章において)」に改める。

第83条第3項及び第84条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第86条第1項中「浴室」の次に「、便所、洗面設備」を加え、同条第2項に次の2号を加える。

(3) 便所 2以上設け、うち1以上は、車椅子利用者が使用するのに適したものとすること。

ただし、やむを得ない理由により設置が困難と認められ、かつ、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 洗面設備 2以上設けること。

第103条第3項、第111条第2項、第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第151条第3項中「この条」を「この項」に、「及びユニット型指定介護老人福祉施設」を「にユニット型指定介護老人福祉施設」に改め、「平成11年厚生省令第39号」の次に「。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。」を加え、「をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及び」を「をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設に」に、「場合の」を「場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言

語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「本体事業所である」を「第82条第7項に規定する本体事業所である」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「本体事業所である」を「第82条第7項に規定する本体事業所である」に、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第199条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

第191条第8項中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行わ

れると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号中「、登録定員」を「登録定員」に改め、「定める利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第195条第1項中「浴室」の次に「、便所、洗面設備」を加え、同条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第195条第2項に次の2号を加える。

(3) 便所 2以上設け、うち1以上は、車椅子利用者が使用するのに適したものとすること。

ただし、やむを得ない理由により設置が困難と認められ、かつ、利用者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。

(4) 洗面設備 2以上設けること。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第202条中「提供回数等の活動状況」と」の次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則第5条、第6条及び第7条中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則に次の2条を加える。

第10条 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第11条 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第59条の5第1項及び第2項、第63条第1項及び第2項、第86条第1項及び第2項並びに第195条第1項並びに第2項第3号及び第4号の規定は、この条例の施行の日前に指定を受けている事業所については、適用しない。ただし、当該事業所が移転される場合は、この限りでない。

「参 考」

今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p><u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3）</u></p> <p><u>第6節 略</u></p> <p>第1款～第4款 略</p> <p>第4章～第9章 略</p> <p>附 則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p><u>（6） 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。</u></p> <p><u>（7） 略</u></p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節～第4節 略</p> <hr/> <p><u>第5節 略</u></p> <p>第1款～第4款 略</p> <p>第4章～第9章 略</p> <p>附 則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <hr/> <p><u>（6） 略</u></p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働</p>

省令第34号。以下「指定地域密着型サービス等基準」という。)第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3～4 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず _____、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(11) 略

(12) 介護医療院

6 略

7 _____ 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の

省令第34号。以下「指定地域密着型サービス等基準」という。)第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に3年以上

_____ 従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3～4 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(11) 略

6 略

7 午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の

規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

- 8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず_____、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9～11 略

- 12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イの規定に鑑み愛媛県が定める条例に規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号の規定に鑑み愛媛県が定める条例に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

- 8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9～11 略

- 12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イの規定に鑑み愛媛県が定める条例に規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号の規定に鑑み愛媛県が定める条例に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービス等基準第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第55条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者

業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には_____、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービス等基準第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上 _____ サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第33条及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介

(オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等)」と、第19条、第33条及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、便所、洗面設備及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(2) 略

(3) 便所 2以上設け、うち1以上は、車椅子利用者が使用するのに適したものとすること。ただし、やむを得ない理由により設置が困難と認められ、かつ、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 洗面設備 2以上設けること。

(勤務体制の確保等)

第59条の13 略

2 略

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護従業者の資質の向上のため

護員等)」と

、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室____及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(2) 略

(勤務体制の確保等)

第59条の13 略

2 略

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のため

めに、その研修の機会を確保しなければならない。

第 5 節 共生型地域密着型サービス
に関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る
共生型地域密着型サービス(以下この条及び
次条において「共生型地域密着型通所介護」
という。)の事業を行う指定生活介護事業者
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的
に支援するための法律に基づく指定障害福
祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に
関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。
以下この条において「指定障害福祉サービ
ス等基準」という。)第78条第1項に規定する
指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓
練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービ
ス等基準第156条第1項に規定する指定自立
訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自
立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サ
ービス等基準第166条第1項に規定する指定
自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指
定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく
指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営
に関する基準(平成24年厚生労働省令第15
号。以下この条において「指定通所支援基準」
という。)第5条第1項に規定する指定児童
発達支援事業者をいい、主として重症心身障
害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)
第7条第2項に規定する重症心身障害児を
いう。以下この条において同じ。)を通わせ
る事業所において指定児童発達支援(指定通
所支援基準第4条に規定する指定児童発達

めに、その研修の機会を確保しなければならない。

支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生

活訓練) (指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項た

条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをい

条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中_____

_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをい

う。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2～7 略

(設備及び備品等)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、便所、洗面設備及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(2) 略

(3) 便所 2以上設け、うち1以上は、車椅子利用者が使用するのに適したものとすること。ただし、やむを得ない理由により設置が困難と認められ、かつ、利用者の

う。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設_____、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2～7 略

(設備及び備品等)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室_____及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(2) 略

処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 洗面設備 2以上設けること。

3～5 略

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス

3～5 略

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス

をいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(従業者の員数等)

第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密

をいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項_____において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(従業者の員数等)

第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密

着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章

着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護、(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所

の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章

において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設 (医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの	看護師又は准

において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設 (医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) _____	介護職員
当該指定小規模多	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの	看護師又は准

機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師
---------------------------------	---	-----

機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師
---------------------------------	---	-----

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 略

(管理者)

第83条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス等基準第64条第3項に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サ

8～13 略

(管理者)

第83条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス等基準第64条第3項に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サ

サービス等基準第65条に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(設備及び備品等)

第86条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、便所、洗面設備、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ～ (2) 略

(3) 便所 2以上設け、うち1以上は、車椅子利用者が使用するのに適したものとすること。ただし、やむを得ない理由により設置が困難と認められ、かつ、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 洗面設備 2以上設けること。

3～5 略

(協力医療機関等)

第103条 略

2 略

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第111条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知

サービス等基準第65条に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(設備及び備品等)

第86条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室_____、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ～ (2) 略

3～5 略

(協力医療機関等)

第103条 略

2 略

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第111条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知

症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス等基準第91条第2項に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス等基準第92条に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 略

2～6 略

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催

症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス等基準第91条第2項に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス等基準第92条に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 略

2～6 略

するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

8 略

(協力医療機関等)

第125条 略

2 略

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(従業者の員数)

第130条 略

2～3 略

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ 1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され

7 略

(協力医療機関等)

第125条 略

2 略

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設 _____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(従業者の員数)

第130条 略

2～3 略

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設 _____ 又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され

る指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

5～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(2) 略

(3) 介護医療院 介護支援専門員

8～10 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 略

2～5 略

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護

事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

る指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

5～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員

(2) 略

8～10 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 略

2～5 略

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 略

(従業者の員数)

第151条 略

2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))を除き、入所者の処遇に支障がな

6 略

(従業者の員数)

第151条 略

2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))及びユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号_____)第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。))を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及び_____ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の_____介護職員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))を除き、入所者の処遇に支障がな

い場合は、この限りでない。

- 4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5～7 略

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

い場合は、この限りでない。

- 4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。))、介護老人保健施設_____又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5～7 略

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士_____又は介護支援専門員

(3) 略

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

9～17 略

(サービス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 略

2～5 略

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

7 略

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに

(3) 略

9～17 略

(サービス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設_____を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 略

2～5 略

6 略

入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～ (5) 略

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 略

(8) 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第182条 略

2～7 略

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

9 略

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～ (5) 略

(6) 略

(7) 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第182条 略

2～7 略

8 略

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人

福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～ (6) 略

(7) 緊急時等における対応方法

(8) 略

(9) 略

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う看護小規模多機能型居宅介護（第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては当該本体事

福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～ (6) 略

(7) 略

(8) 略

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては当該本体事

業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 略

6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多

業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 略

6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多

機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 略

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供

機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

_____の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 略

できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に

については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12 略

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

14 略

(管理者)

第192条 略

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

9 略

10 略

(管理者)

第192条 略

3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス等基準第172条第2項に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。
(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス等基準第173条に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居

2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス等基準第172条第2項に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。
(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス等基準第173条に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人

宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員__に)応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)まで

表 略

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)まで

(設備及び備品等)

第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、便所、洗面設備、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 宿泊室

ア～エ 略

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事

_____)以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に)応じて、次の表に定める利用定員_____)まで

表 略

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人_____まで

(設備及び備品等)

第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室_____)、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 宿泊室

ア～エ 略

業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

(3) 便所 2以上設け、うち1以上は、車椅子利用者が使用するのに適したものとすること。ただし、やむを得ない理由により設置が困難と認められ、かつ、利用者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。

(4) 洗面設備 2以上設けること。

3～4 略

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～10 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第

3～4 略

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員_____に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～10 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第

100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

第5条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係る

100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と _____、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

第5条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係る

ものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第6条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号

ものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第6条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号

アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) ～ (2) 略

第7条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

第10条 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着

アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) ～ (2) 略

第7条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

（１） 機能訓練指導員併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

（２） 生活相談員又は計画作成担当者当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

第11条 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

今治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年今治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(従業員の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。))に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(利用定員等)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設_____、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。))に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(利用定員等)</p>

居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等が併設されている場合	設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） <u>又は介護医療院</u>	
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等があれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師 又は准 看護師

7～13 略
(管理者)

第45条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第173条に規

居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等が併設されている場合	設、指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>又は指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） _____	
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等があれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師 又は准 看護師

7～13 略
(管理者)

第45条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設 _____、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第173条に規

定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第71条第2項及び第72条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第3項に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第60条 略

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間に

定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第71条第2項及び第72条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第3項に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第60条 略

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間に

における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第72条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第71条第2項に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第72条に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第72条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第71条第2項に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第72条に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第78条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護

事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(協力医療機関等)

第83条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第78条 略

2 略

3 _____

(協力医療機関等)

第83条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

今治市公園条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）の改正に伴い、都市公園施設の設置基準を定めようとするもの。

今治市公園条例の一部を改正する条例

今治市公園条例（平成17年今治市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第1条の5の次に次の1条を加える。

（公園施設の敷地面積の制限）

第1条の6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市公園条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p><u>(公園施設の敷地面積の制限)</u> <u>第1条の6 政令第8条第1項の条例で定め</u> <u>る割合は、100分の50とする。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

今治市都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

都市計画審議会に委員会を設置しようとするもの。

今治市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

今治市都市計画審議会条例（平成17年今治市条例第230号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（委員会）

第7条 審議会に、必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、特定の事項を調査審議し、その結果を審議会に報告するものとする。
- 3 委員会は、会長が指名する委員又は臨時委員（以下「委員会委員」という。）15人以内をもって組織する。
- 4 委員会に委員長を置く。
- 5 委員長は、委員会委員の互選によってこれを定める。
- 6 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 7 委員会は、委員会委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 8 委員会の議事は、出席した委員会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市都市計画審議会条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p><u>(委員会)</u></p> <p><u>第7条 審議会に、必要に応じて委員会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 委員会は、特定の事項を調査審議し、その結果を審議会に報告するものとする。</u></p> <p><u>3 委員会は、会長が指名する委員又は臨時委員（以下「委員会委員」という。）15人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>4 委員会に委員長を置く。</u></p> <p><u>5 委員長は、委員会委員の互選によってこれを定める。</u></p> <p><u>6 委員会の会議は、委員長が招集する。</u></p> <p><u>7 委員会は、委員会委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。</u></p> <p><u>8 委員会の議事は、出席した委員会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</u></p> <p><u>9 第2項から前項までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条 略</u></p>	<p>_____</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条 略</u></p>

今治市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

公営住宅法（昭和26年法律第193号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市営住宅条例の一部を改正する条例

今治市営住宅条例（平成17年今治市条例第235号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「省令第10条」を「省令第11条」に改める。

第12条第1項中「省令第11条」を「省令第12条」に改める。

第13条第1項ただし書中「ない場合」の次に「（次条第1項ただし書の場合を除く。）」を加え、「請求を」を「報告の請求を」に改める。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者（省令第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が収入の申告をすること及び第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、この限りでない。

第14条第2項中「省令第8条」を「省令第7条」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項本文」に改め、「基づき」の次に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、省令第9条に規定する方法により）」を加える。

第30条第2項中「政令第8条第2項」を「政令第8条第2項（第14条第1項ただし書に規定する場合にあっては、政令第8条第3項において準用する同条第2項）」に改める。

第38条及び第39条中「政令第11条」を「政令第12条」に改める。

第52条第2項中「同条第3項中「第1項」とあるのは「第52条第1項」を「同条第1項ただし書中「第35条第1項」とあるのは「第53条において準用する第35条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市営住宅条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(同居の承認)</p> <p>第11条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>省令第11条</u>（第1項第1号を除く。）及び次項に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p>	<p>(同居の承認)</p> <p>第11条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>省令第10条</u>（第1項第1号を除く。）及び次項に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p>
<p>2～3 略</p>	<p>2～3 略</p>
<p>(入居の承継)</p> <p>第12条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第12条</u>及び次項に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p>	<p>(入居の承継)</p> <p>第12条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第11条</u>及び次項に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(家賃の決定)</p> <p>第13条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合（<u>次条第1項ただし書の場合を除く。</u>）において、第35条第1項の規定</p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第13条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合 _____ において、第35条第1項の規定</p>

による報告の請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2～3 略

(収入の申告等)

第14条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。ただし、入居者(省令第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。)が収入の申告をすること及び第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する収入の申告は、省令第7条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項本文の規定による収入の申告に基づき(同項ただし書に規定する場合にあっては、省令第9条に規定する方法により)、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 略

(収入超過者に対する家賃)

第30条 略

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項(第14条第1項ただし書に規定する場合にあっては、政令第8条第3項において準用する同条第2項)に規定する方法によらなければならない。

3 略

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

による請求を_____行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2～3 略

(収入の申告等)

第14条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。_____

2 前項に規定する収入の申告は、省令第8条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項_____の規定による収入の申告に基づき_____、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 略

(収入超過者に対する家賃)

第30条 略

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項_____に規定する方法によらなければならない。

3 略

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第39条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(家賃)

第52条 略

2 前項の入居者の収入については第14条の規定を準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「第35条第1項」とあるのは「第53条において準用する第35条第1項」と読み替えるものとする。

3 略

第38条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第39条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(家賃)

第52条 略

2 前項の入居者の収入については第14条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。

3 略

今治市再開発住宅条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

入居者が収入の申告をすること等が困難な事情にあると認めるときの収入の額の決定方法について定めようとするもの。

今治市再開発住宅条例の一部を改正する条例

今治市再開発住宅条例（平成17年今治市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が収入の申告をすること及び第14条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、この限りでない。

第10条第2項中「公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条」を「省令第7条」に改め、「方法」の次に「に準じた方法」を加え、同条第3項中「第1項」を「第1項本文」に改め、「基づき」の次に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、省令第9条に規定する方法に準じた方法により）」を加える。

第14条第1項中「市長は」の次に「、第10条第3項の規定による収入の額の認定」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市再開発住宅条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(収入の申告等)</p> <p>第10条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の例に準じて算出した額をいう。以下同じ。）を申告しなければならない。<u>ただし、入居者（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が収入の申告をすること及び第14条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>省令第7条</u>に規定する方法に準じた方法によるものとする。</p> <p>3 市長は、<u>第1項本文</u>の規定による収入の申告に基づき（<u>同項ただし書に規定する場合には、省令第9条に規定する方法に準じた方法により</u>）、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(収入状況の報告の請求等)</p> <p>第14条 市長は、<u>第10条第3項の規定による収入の額の認定</u>、第11条の規定による家賃の減免又は徴収猶予、前条の規定による割増賃料の徴収に関し必要があると認めるとき</p>	<p>(収入の申告等)</p> <p>第10条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の例に準じて算出した額をいう。以下同じ。）を申告しなければならない。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条</u>に規定する方法 _____ によるものとする。</p> <p>3 市長は、<u>第1項</u> _____ の規定による収入の申告に基づき _____、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(収入状況の報告の請求等)</p> <p>第14条 市長は _____、第11条の規定による家賃の減免又は徴収猶予、前条の規定による割増賃料の徴収に関し必要があると認めるとき</p>

は、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、取引先その他関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2～3 略

は、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、取引先その他関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2～3 略

今治市定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

定住促進住宅の種別の表記を改めようとするもの。

今治市定住促進住宅条例の一部を改正する条例

今治市定住促進住宅条例（平成17年今治市条例第239号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「(第11条関係)」を「(第13条関係)」に、

「		「										
	<table border="1"><tr><td>世帯用</td></tr><tr><td>単身用</td></tr><tr><td>世帯用</td></tr><tr><td>単身用</td></tr></table>	世帯用	単身用	世帯用	単身用	を	<table border="1"><tr><td>3LDK</td></tr><tr><td>1DK</td></tr><tr><td>2DK</td></tr><tr><td>1DK</td></tr></table>	3LDK	1DK	2DK	1DK	に改める。
世帯用												
単身用												
世帯用												
単身用												
3LDK												
1DK												
2DK												
1DK												
	」		」									

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市定住促進住宅条例改正条項新旧対照表

新			旧		
別表第2 (第13条関係)			別表第2 (第11条関係)		
名称	種別	1月家賃額	名称	種別	1月家賃額
今治市吉海定住 促進住宅	<u>3LDK</u>	38,000円	今治市吉海定住 促進住宅	<u>世帯用</u>	38,000円
	<u>1DK</u>	22,000円		<u>単身用</u>	22,000円
今治市大三島定 住促進住宅	<u>2DK</u>	33,000円	今治市大三島定 住促進住宅	<u>世帯用</u>	33,000円
	<u>1DK</u>	22,000円		<u>単身用</u>	22,000円

今治市下水道条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

都市下水路を廃止しようとするもの。

今治市下水道条例の一部を改正する条例

今治市下水道条例（平成17年今治市条例第251号）の一部を次のように改正する。

目次中「、終末処理場の維持管理並びに都市下水路の構造及び維持管理」を「及び終末処理場の維持管理」に、「第3条の9」を「第3条の7」に改める。

第1条中「、法第28条第2項に基づき都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準を」、「（都市下水路を除く。）」及び「並びに都市下水路の設置及び管理」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第1章の2の章名中「、終末処理場の維持管理並びに都市下水路の構造及び維持管理」を「及び終末処理場の維持管理」に改める。

第3条の8及び第3条の9を削る。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市下水道条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第1章の2 公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理 _____の基準(第3条の2 - <u>第3条の7</u>)</p> <p>第2章～第5章 略 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第7条第2項に基づき公共下水道の構造の技術上の基準を、法第21条第2項に基づき終末処理場の維持管理の基準を_____ _____定めるとともに、法その他の法令で定めるもののほか、下水道_____の管理_____に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 削除</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第1章の2 公共下水道の構造、終末処理場の維持管理並びに都市下水路の構造及び維持管理の基準(第3条の2 - <u>第3条の9</u>)</p> <p>第2章～第5章 略 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第7条第2項に基づき公共下水道の構造の技術上の基準を、法第21条第2項に基づき終末処理場の維持管理の基準を、<u>法第28条第2項に基づき都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準を定めるとともに、法その他の法令で定めるもののほか、下水道(都市下水路を除く。)</u>の管理<u>並びに都市下水路の設置及び管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(都市下水路の設置)</u></p> <p>第2条 <u>法第31条の規定により準用する法第25条の規定により、本市に都市下水路を設置する。</u></p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(4) ~ (12) 略

第1章の2 公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理
の基準

第25条 削除

(4) 都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。

(5) ~ (13) 略

第1章の2 公共下水道の構造、終末処理場の維持管理並びに都市下水路の構造及び維持管理の基準
(都市下水路の構造の技術上の基準)

第3条の8 第3条の3、第3条の4及び第3条の6の規定は、法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造の技術上の基準について準用する。この場合において、第3条の6中「公共下水道」とあるのは「都市下水路」と読み替えるものとする。

(都市下水路の維持管理の技術上の基準)

第3条の9 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) しゅんせつは、1年に1回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

(2) 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、1月に1回以上行うこと。

(準用)

第25条 第21条から前条までの規定は、都市下水路について準用する。この場合において、これらの規定中「法第24条第1項」とあるのは「法第29条第1項」と、「公共下水道」とあるのは「都市下水路」と読み替えるものとする。

今治市小規模下水道条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

唐子台小規模下水道及び大浜小規模下水道を廃止しようとするもの。

今治市小規模下水道条例の一部を改正する条例

今治市小規模下水道条例（平成17年今治市条例第254号）の一部を次のように改正する。

別表第1 唐子台地区の項及び大浜地区の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に使用している唐子台小規模下水道及び大浜小規模下水道に排除した下水（この条例の施行の日の前日までにその量が算定されないものに限る。）については、今治市下水道条例（平成17年今治市条例第251号）の規定に基づき公共下水道に排除したものとみなし、同条例の規定を適用する。

「参 考」

今治市小規模下水道条例改正条項新旧対照表

新				旧			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
地区	名称	主たる施設の位置	処理区域	地区	名称	主たる施設の位置	処理区域
				唐子台地区	唐子台小規模下水道	今治市唐子台西一丁目6番地1	今治市唐子台及び国分の地域で市長が告示する区域
				大浜地区	大浜小規模下水道	今治市砂場町一丁目662番地	今治市大浜町及び砂場町の地域で市長が告示する区域

今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

大浜負担区を廃止しようとするもの。

今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例

今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例（平成17年今治市条例第255号）の一部を次のように改正する。

別表大浜負担区の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに生じた原因に係る大浜負担区の受益者が負担する分担金については、この条例の規定による改正前の今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

「参 考」

今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例改正条項新旧対照表

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
負担区 の名称	負（分）担金額	受益者	納付 期間	負担区 の名称	負（分）担金額	受益者	納付 期間
				大浜負担 区	400円／㎡	土地所有 者	5年

今治市消防団条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

機能別消防団員の報酬を改定しようとするもの。

今治市消防団条例の一部を改正する条例

今治市消防団条例（平成17年今治市条例第269号）の一部を次のように改正する。

- 第17条中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1号ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、災害時における支援活動を主たる業務とする機能別消防団員には別表に掲げる職務報酬の半額を職務報酬として支給する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市消防団条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(報酬)</p> <p>第17条 消防団員には別表に掲げる報酬を支給する。ただし、機能別消防団員には、職務報酬を支給しない。</p> <p><u>2 前項ただし書の規定にかかわらず、災害時における支援活動を主たる業務とする機能別消防団員には別表に掲げる職務報酬の半額を職務報酬として支給する。</u></p> <p><u>3～7</u> 略</p>	<p>(報酬)</p> <p>第17条 消防団員には別表に掲げる報酬を支給する。ただし、機能別消防団員には、職務報酬を支給しない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>2～6</u> 略</p>

今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

今治市消防団員等公務災害補償条例（平成17年今治市条例第270号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に、「267円（消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を「333円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の今治市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた今治市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市消防団員等公務災害補償条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項(同法第36条_____において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条_____において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急</p>

措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 略

2 略

3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円

_____を、

_____を、

措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 略

2 略

3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号_____に該当する扶養親族については333円を_____、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）を、

それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) ~ (6) 略

4 略

それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) ~ (6) 略

4 略

市営土地改良事業の施行について（大西 森地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

記

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| 1 | 土地改良事業の種類 | ため池等整備事業 |
| 2 | 工事施行地区 | 森地区 |
| 3 | 施行年度 | 平成30年度～平成32年度 |
| 4 | 工 種 | ため池 |
| 5 | 概算事業費 | 75,000,000円 |
| 6 | 施行方法 | 請負施行 |

「参 考」

ため池等整備事業（大西 森地区）

工 事 概 要 ため池 1箇所

「参 照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

船舶交通特別会計への繰入れについて（平成30年度）

船舶交通特別会計は、平成30年度今治市一般会計から87,515千円以内を繰り入れる。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

簡易水道事業特別会計への繰入れについて（平成30年度）

簡易水道事業特別会計は、平成30年度今治市一般会計から69,926千円以内を繰り入れる。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

港湾事業特別会計への繰入れについて（平成30年度）

港湾事業特別会計は、平成30年度今治市一般会計から77,600千円以内を繰り入れる。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

小規模下水道特別会計への繰入れについて（平成30年度）

小規模下水道特別会計は、平成30年度今治市一般会計から621,577千円以内を繰り入れる。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。